大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定の一部効力の停止対象事業者

1. 法人名　株式会社　Higashi
2. 代表者　代表取締役　東　秀明
3. 所在地　大阪府阪南市箱作2500番地

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名　　放課後等デイサービスピース
2. 所在地　　大阪府阪南市自然田927番地4
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　処分年月日

　平成３０年１２月１９日

４　処分の内容

　指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

　平成３０年１２月２０日から３か月間

５　処分の理由

（１）人格尊重義務違反

　指定障害児通所支援事業所の従業者により、サービス提供時間中に、利用児に対して虐待行為を行ったことは、児童福祉法第21条の5の24第１項第2号に該当するため。